

松茂町ふるさと納税事業支援業務 プロポーザル実施要領

令和7年10月

松茂町 総務課

1 業務の概要

(1) 業務名

松茂町ふるさと納税事業支援業務

(2) 業務目的

松茂町ふるさと納税事業支援業務仕様書（別紙２）のとおり

(3) 業務内容

松茂町ふるさと納税事業支援業務仕様書（別紙２）のとおり

(4) 履行期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

2 参加資格

参加資格は、次に示す要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による手続きを行っていない者であること。
- (3) 国税、地方税等、租税に滞納がない者であること。
- (4) 本町の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (6) 過去５年間に於いて寄附受入額が１億円以上の自治体と本業務の内容と同様の業務受託実績がある者であること。
- (7) 共同企業体での参加の場合は、全ての構成企業が（１）から（５）に掲げる要件をすべて満たし、（６）については代表企業が要件を満たしていること。

3 日程

募集開始	令和７年１０月２２日（水）
質問書の受付期限	令和７年１０月２４日（金）１７時
質問書の回答	令和７年１０月２９日（水）
参加表明書の提出期限	令和７年１０月３１日（金）１７時
提案書及び見積書の提出期限	令和７年１０月３１日（金）１７時
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和７年１１月 ７日（金）※予定
選定結果の通知・公表	令和７年１１月 中旬頃 ※予定

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒771-0295

徳島県松茂町広島字東裏30番地

松茂町総務課

電話：088-699-8710

メール：soumu@matsushige.i-tokushima.jp

(2) 参加表明書の提出

本提案への参加を希望する者は、参加表明書（様式1）及び関連書類を所定の様式により、持参または郵送により提出すること。期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

① 提出期限 令和7年10月31日（金）17時まで

② 提出先 （1）に同じ。

③ 提出部数

ア 参加表明書（様式1） 1部

イ 誓約書（様式2） 1部

ウ 同種業務実績確認調書（様式3） 1部

(3) 提案書等の提出

① 提出期限 令和7年10月31日（金）17時まで

② 提出先 （1）に同じ。

③ 提出部数

ア 提案書（様式5） 1部

イ 提案内容がわかる書類 7部（正本1部、副本6部）

ウ 業務執行体制表（様式6） 1部

エ 見積書 1部

(4) 提案書類の作成方法

① 松茂町ふるさと納税事業支援業務仕様書（別紙2）に基づき作成すること。

② 提案書の内容は、提案者が責任をもって必ず履行できる内容を記載すること。契約後、不正や虚偽が発覚した場合は、本契約を解除するものとし、その賠償を請求することがある。

③ 提案に係る経費は、すべて提案者の負担とする。

④ 提案書はA4版で作成し、様式は任意とする。

⑤ 提案書の内容は、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用する。

⑥ 松茂町ふるさと納税事業支援業務仕様書（別紙2）に記載のない事項であっても、本町または本業務に資する機能等については、提案書に記載しても差し支えない。

⑦ 提案書を提出後、受託候補者決定までの期間は、提案書に記載された内容の追加・修正・削除を認めない。

(5) 提出書類の取り扱いについて

① 提出された提案書は、本プロポーザル手続きにおける契約の委託業者選定以外の目的では使用しな

い。ただし、公文書公開請求があった場合は、松茂町情報公開条例に基づき取り扱う。

- ② 提出された提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ③ 提出された書類は、返却しない。
- ④ 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑤ 提案書等に含まれる著作権は、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

5 質問及び回答

- (1) 受付期間 公募開始から令和7年10月24日(金)17時まで
- (2) 質問方法 質問書(様式4)により行い、質問箇所を特定できるようにする。電話や担当窓口訪問による口頭での質疑は、一切受け付けない。また、電子メールを送信後、担当者に電話で受信の有無を確認すること。
- (3) 回答日時 令和7年10月29日(水)
- (4) 回答方法 本町ホームページに当該回答内容を公開するものとする。ただし、質問及び回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に係るものについては、質問者に対してのみ回答する。

6 選定方法

(1) 選定手順

- ① 松茂町ふるさと納税事業支援業務に関する委託業者審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、別紙の審査基準に基づき審査を行う。
- ② 審査は、提案事業者から期限までに提出された提案書並びに審査当日のプレゼンテーション及びヒアリングにより行う。
- ③ 審査委員会の委員の合計得点を算出し、合計得点が最も高い事業者を受託候補者として契約に関する協議を行い、本町財務規則に基づいた契約を締結する。ただし、受託候補者が辞退その他の理由で契約に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。
- ④ 同点の者がいる場合は、委員の多数決をもって受託候補者を決定するものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

すべての提案事業者に対し、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。当審査には、本業務を受託した場合の総合担当者となる者が必ず出席すること。審査の実施にあたり、プロジェクター、スクリーン等は町で準備する。なお、インターネット環境は準備しない。その他必要な機器については、提案事業者側で準備すること。

① 実施日時

令和7年11月7日(金)午前中 ※予定

詳細は、後日電話またはメールにて通知する。状況により変更する場合があるため注意すること。

② 発表時間

プレゼンテーションの時間は、提案説明(20分)、質疑応答10分とし、延長は認めない。なお、当の追加資料は認めない。

③ 出席者

3名以内（総合担当者を含む）

（3）審査結果の通知

結果については、選定後速やかに全提案事業者に電子メールで通知する。

7 その他

（1）参加の辞退

参加を辞退する場合は、署名及び押印された辞退届（様式8）を提出すること。辞退しても、以降における不利益な取り扱いはない。

（2）提案者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格となる。

- ① 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 参加資格を満たしていない場合。
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリング審査に参加できない場合。
- ⑤ 1提案事業者が複数の提案をした場合。
- ⑥ 提案事業者が他人の提案を代理した場合。
- ⑦ その他提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合。

（3）審査等について

- ① 提案事業者は、実施要領等の内容や決定事項について、異議の申し立てを行うことはできない。
- ② 本町から提示した本プロポーザルに関する資料を、本プロポーザル企画提案以外の目的で使用してはならない。また、プロポーザルにおいて知り得た本町の事業等の内容について守秘義務を課す。
- ③ 審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問い合わせにも応じないものとする。
- ④ 本提案書に記載した本事業に携わる総合担当者は原則として契約終了まで従事することとする。ただし、業務の目的を果たせないと本町が判断した場合は、総合担当者の変更を求めることがある。
- ⑤ 提案内容に基づき選定を行うが、本稼働までの協議により委託業務の内容に変更を求める場合がある。また、契約金額については、採用された提案事業者との協議を経て決定する。
- ⑥ 提案事業者が1者のみの場合でも審査を実施し、選定委員会が定める最低基準点以上の得点を獲得した場合に限り、受託候補者として選定する。

以上